

○大府市経営体育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において交付する大府市経営体育成支援事業補助金に関し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農業振興対策事業補助金交付要綱（昭和58年4月1日付け58農政第206号愛知県農業水産部長通知。以下「県要綱」という。）、経営体育成支援事業に係る事務取扱要領（平成25年4月1日付け25農振第6号愛知県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）並びに大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 実施要綱別記2のⅡの第1の3の(1)の融資主体型補助事業による補助金
- (2) 実施要綱別記2のⅡの第1の3の(2)の追加的信用供与補助事業による補助金
- (3) 実施要綱別記2のⅢの第1の2の(1)の融資等活用型補助事業による補助金
- (4) 実施要綱別記2のⅢの第1の2の(2)の追加的信用供与補助事業による補助金

2 この要綱において、「補助対象者」とは、前項第1号又は第3号の補助金の交付の対象となる者をいう。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団並びに市税を滞納している者は含まない。

3 この要綱において、「基金協会」とは、第1項第2号又は第4号の補助金において交付の対象となる愛知県農業信用基金協会をいう。

4 この要綱において、「補助対象者等」とは、前2項の補助対象者及び基金協会をいう。

5 この要綱において「法令等」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、実施要綱、県要綱、県要領並びに本市の条例、規則及び要綱をいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、実施要綱第2に掲げる支援タイプのうち、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ（条件不利地域型は除く。）に該当するものとし、補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、実施要綱、県要綱及び県要領の定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者等は、市長に対し、経営体育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 補助対象者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税

額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令等及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助対象者等が補助金の交付を受けて実施する事業（以下「支援事業」という。）の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付することができる。

(1) 支援事業の内容の変更（支援事業の完了後における成果物の変更を含む。以下同じ。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその承認を受けるべきこと。

2 市長は、支援事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることがある旨の条件を付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、法令等及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、当該補助金の交付の申請をした補助対象者等に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して7日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定をしなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助対象者が支援事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、支援事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により支援事業を遂行することができない場合（補助対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

（支援事業の遂行）

第10条 補助対象者等は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

（着工）

第11条 実施要綱別記2のⅡの第1の3の(1)及び別記2のⅢの第1の2の(1)の事業（以下「整備事業」という。）の着工（機械の発注を含む。以下同じ。）は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、補助対象者が交付の決定前に着工する場合にあっては、交付決定前着工届（第3号様式）を市長に提出するものとする。なお、この場合においては、補助対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 補助対象者は、整備事業に着工したときは、速やかに着工届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。ただし、前項の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

（状況報告及び立入検査等）

第12条 市長は、支援事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者等に対して当該支援事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（支援事業の遂行等の指示等）

第13条 市長は、補助対象者等が提出する報告等により、その者の支援事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助対象者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該支援事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(支援事業の内容の変更等の承認)

第14条 補助金の交付の決定について第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件を付された補助対象者等は、同項各号の承認を受けようとするときは、経営体育成支援事業補助金変更承認申請書(第5号様式又は第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、支援事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに、当該承認の申請をした補助対象者等に通知するものとする。

(竣工)

第15条 補助対象者は、整備事業が竣工した場合には、速やかに竣工(納入)届(第7号様式)により、市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第16条 補助対象者等は、支援事業が完了したとき(支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、経営体育成支援事業補助金実績報告書(第8号様式又は第9号様式)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項ただし書の規定による交付の申請をした補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第4条第3項ただし書の規定による交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に仕入れに係る消費税等相当額報告書(第10号様式)を提出し、報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 補助対象者は、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月15日までに消費税等相当額報告書により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、経営体育成支援事業補助金確定通知書(第11号様式)により、当該補助対象者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条の規定による調査の結果、支援事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者等に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う支援事業について準用する。

(補助金の交付の時期等)

第19条 補助金は、第17条の規定により確定した額を支援事業の終了後に交付するものとする。

(補助金の交付の請求)

第20条 第17条の規定による通知を受けた補助対象者等は、補助金の交付を受けようとするときは、経営体育成支援事業補助金請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第21条 市長は、補助対象者等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を経営体育成支援事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式)により、補助対象者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は補助対象者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助対象者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するためとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助対象者等は、第21条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を、市長に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものと

し、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助対象者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を、市長に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止)

第24条 市長は、補助対象者等が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第25条 補助対象者等は、当該支援事業に関する帳簿及び書類並びに財産管理台帳(第14号様式)を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類並びに財産管理台帳は、補助対象者等にあつては、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、実施要綱別記2のIIの第1の3の(2)の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了するまで(保証債務の償還、求償権の回収又は償却が終了した時点をいう。)、保存しなければならない。

3 補助対象者は、整備施設等の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存し、市長の求めに応じ、その管理状況を報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第26条 補助対象者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行し、平成26年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

経営体育成支援事業（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業）
補助金交付申請書

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者

下記のとおり事業を実施したいので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第4条第1項の規定に基づき、（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業）に係る補助金円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳

整備内容 (機械・施設等名)	工期		事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 予定年 月日	竣工 予定年 月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第2号様式（第4条関係）

経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）補助金交付申請書

年 月 日

大府市長 様

愛知県農業信用基金協会
会長

下記のとおり事業を実施したいので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第4条第1項の規定に基づき、追加的信用供与補助事業に係る補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備 考
農業近代化資金				
農業改良資金・ 就農支援資金				
その他の資金				
計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者

交付決定前着工届

年 月 日付で申請した大府市経営体育成支援事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、大府市経営体育成支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき交付決定前着工届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

整備内容 (機械・施設等 名)	事業費 (円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者

着工届

年 月 日付け大府市指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり着工しましたので、大府市経営体育成支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき着工届を提出します。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

第5号様式（第14条関係）

経営体育成支援事業（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業）
補助金変更承認申請書

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者

年 月 日付け大府市指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第14条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 整備内容及び経費の内訳

整備内容 (機械・施設等名)	工期		事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第6号様式（第14条関係）

経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）補助金変更承認申請書

年 月 日

大府市長 様

愛知県農業信用基金協会
会長

年 月 日付け大府市指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第14条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A)×1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金・ 就農支援資金				
その他の資金				
計				

- 4 事業完了予定年月日 年 月 日

- 5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者

竣工（納入）届

年 月 日付け大府市指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり整備事業が完了しましたので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第15条の規定に基づき提出します。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事監理者	
備考	

（注1）「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入すること

（注2）必要に応じ、請負人等から完了届の写しを添付すること。

(注3) 園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合に当たっては、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入の状況を備考欄に記入すること。

第8号様式（第16条関係）

経営体育成支援事業（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業）
補助金実績報告書

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者

年 月 日付け大府市指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第16条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容 (機械・施設等名)	工期		事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 年月日	竣工 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

融資機関等からの融資決定通知、整備事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認しうる書類を添付すること。

第9号様式（第16条関係）

経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）補助金実績報告書

年 月 日

大府市長 様

愛知県農業信用基金協会
会長 印

年 月 日付け大府市指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、大府市経営体育成支援事業交付要綱第16条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の内訳（実績）

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A)×1/15	備 考
農業近代化資金				
農業改良資金・ 就農支援資金				
その他の資金				
計				

- 4 事業完了年月日 年 月 日

- 5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第10号様式（第16条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

大府市長 様

経営体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、大府市経営体育成支援事業交付要綱第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 年 月 日付け 第 号による額の
確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額が明らかにならない場合、その
状況を記載
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合に当たっては、申
告予定時期も記載すること。 | | |
| 6 | 当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額がない場合、その理由を記載 | | |

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

大府市長

印

経営体育成支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたことにつきまして、下記のとおり大府市経営体育成支援事業補助金（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業・追加的信用供与補助事業）の額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

第12号様式（第20条関係）

経営体育成支援事業補助金請求書

年 月 日

大府市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知のありました、
大府市経営体育成支援事業補助金（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業・追
加的信用供与補助事業）として、下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先口座

金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店	
預 金 種 目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 1 3 号様式（第 2 1 条関係）

経営体育成支援事業補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日
号

様

大府市長 印

年 月 日付けで交付決定しました大府市経営体育成支援事業補助金（融資主体型補助事業・融資等活用型補助事業・追加的信用供与補助事業）について、下記のとおり取り消しましたので、大府市経営体育成支援事業補助金交付要綱第 2 1 条第 3 項の規定により、通知します。

記

1 取消しの理由

第14号様式（第23条関係）

財 産 管 理 台 帳

助成対象者名

事業実施年度					事業名	経営体育成支援事業（ ）							
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘 要	
施設・機械名	型式等	設置場所	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
						補助金	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金の返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
- 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること

